

様式第3号

所管部（局）・課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律				法令番号	平成 2 年法律第 70 号				
手続名		確認規程の認定(1 / 5)				根拠条項	第 16 条第 1 項				
審 査 基 準	一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第 5 項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、知事が行う食鳥検査（法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定）は、適用しない。 1 申請書記載事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 食鳥処理場の名称、所在地 (3) 確認規程 2 添付書類 (1) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。 ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。 (2) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。 3 政令で定める数 食鳥処理業者が法 16 条第 1 項の認定を受けた日の属する年度(その年の 4 月 1 日からその年の翌年の 3 月 31 日まで(当該認定を受けた日が 1 月から 3 月までに属するときは、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日まで)の間をいう。以下この条において「認定年度」という。)以降の各年度(その年の 4 月 1 日からその年の翌年の 3 月 31 日までの間をいう。)ごとに 30 万とする。ただし、法第 3 条の許可を受けた日が認定年度に属する認定小規模食鳥処理業者(法第 16 条第 2 項に規定する認定小規模食鳥処理業者をいう。)にあっては、認定年度においては、2 万 5 千に当該許可を受けた日の属する月から認定年度の 3 月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が 3 月であるときは、1 とする。)を乗じて得た数とする。										
	受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間		1 5 日	目次	
							標準経由期間		7 日	No.	

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律				法令番号	平成 2 年法律第 70 号			
手続名		確認規程の認定（2 / 5 ）				根拠条項	第 16 条第 1 項			
審 査 基 準	4 確認の方法(法第 16 条第 5 項) 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(第 16 条第 3 号から第 5 号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規程に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。									
	5 確認規程の記載事項及び適合基準									
	(1) 確認規程の記載事項(規則第 29 条第 1 項)									
	法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。									
	ア 法第 16 条第 5 項の確認の方法									
	イ 法第 16 条第 5 項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)									
	ウ 法第 16 条第 5 項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項									
	エ 食鳥処理衛生管理者の関与の方法									
	(2) 適合基準(規則第 29 条第 2 項)									
	法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。									
受付 機関	食肉衛生検査所	処理 機関	生活衛生課	交付 機関	食肉衛生検査所	標準処理期間		1 5 日	目次 No.	
						標準経由期間		7 日		

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号		平成 2 年法律第 70 号			
手続名		確認規程の認定（3 / 5 ）			根拠条項		第 16 条第 1 項			
審査基準		○別表第 9（第 29 条、第 30 条、第 33 条関係） 次のような異常が認められないこと。 イ 瀕死の状態を呈するもの ロ 動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの ハ 痩せているもの ニ 眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの ホ 肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの ○別表第 8（第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 33 条関係） 一 食鳥とたい イ 次のような異常が認められないこと。 （1）皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの （2）皮膚又は筋肉が著しく蒼白なもの （3）脱水症状を呈するもの （4）腫瘍を有するもの （5）著しく痩せているもの （6）異常な腹部膨満を呈するもの （7）皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの （8）翼及び脚の骨が著しく腫大しているもの （9）著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。 （1）皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの （2）皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの （3）皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの （4）骨又は関節が腫大しているもの （5）異常臭を有するもの								
		受付機関		食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間 1 5 日	
						標準經由期間 7 日				

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号		平成 2 年法律第 70 号			
手続名		確認規程の認定（4 / 5 ）			根拠条項		第 16 条第 1 項			
審査基準		二 食鳥中抜とたい 次のような異常が認められないこと。 イ 体腔又は気嚢内に、胆汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの ロ 腫瘍を有するもの ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの 三 内臓 イ 肝臓 次のような異常が認められないこと。 (1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの (2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの (3) 表面が網目模様を呈するもの (4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの (5) 著しく腫大しているもの (6) 著しく脆くなっているもの (7) 硬化しているもの (8) 血腫又は多数の出血斑を有するもの (9) 白色又は黄色の病巣を有するもの (注) 正常な肝臓は均一の色(赤褐色)と硬さを有し、大きさ(体重比)はほぼ一定している。								
受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間		1 5 日	目次	
						標準経由期間		7 日	No.	

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号		平成 2 年法律第 70 号			
手続名		確認規程の認定（5／5 ）			根拠条項		第 16 条第 1 項			
審査基準	ロ 脾臓 次のような異常が認められないこと。 (1) 肥厚した被膜を有するもの (2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの (3) 脆くなっているもの (4) 著しく萎縮しているもの (注)正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。									
	ハ 心臓 次のような異常が認められないこと。 (1) 心嚢の著しく肥厚しているもの (2) 心臓と心嚢が癒着しているもの (3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの (4) 心嚢水が著しく増大しているもの (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの (注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、 基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する									
	ニ 腎臓 次のような異常が認められないこと。 (1) 著しく腫大しているもの (2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの (3) 白色の病巣を有するもの (4) 白色微細な沈着物が密集しているもの (注)正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。									
	ホ その他の臓器に異常が認められない									
受付 機関	食肉衛生検査所	処理 機関	生活衛生課	交付 機関	食肉衛生検査所	標準処理期間		1 5 日	目次 No.	
						標準経由期間		7 日		